

第5章 計画の推進に向けて

1 推進体制の充実・強化

(1) 庁内推進体制の充実

子育て支援に当たって、福祉、保健、医療、教育、労働、まちづくり等、幅広い分野にわたる施策を総合的かつ効果的に推進するために、「芦屋市次世代育成支援対策行動計画庁内推進本部」による関係部局間の有機的な連携や緊密な調整を行い、全庁的な取組の充実を図ります。

(2) 国、県、近隣市との連携

計画に掲げる取組については、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業や広域的な対応を必要とする取組もあるため、国、県、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力の要請を行い、計画の推進を図ります。

(3) 子育て支援の拠点の整備

市民に対して多様な子育て支援や情報サービスが効果的に提供できるように、関係機関や市民との連絡調整を行う拠点として、「(仮称)子育て支援総合情報センター(つどいの広場)」の整備を進めます。

2 市民や地域との協働による推進

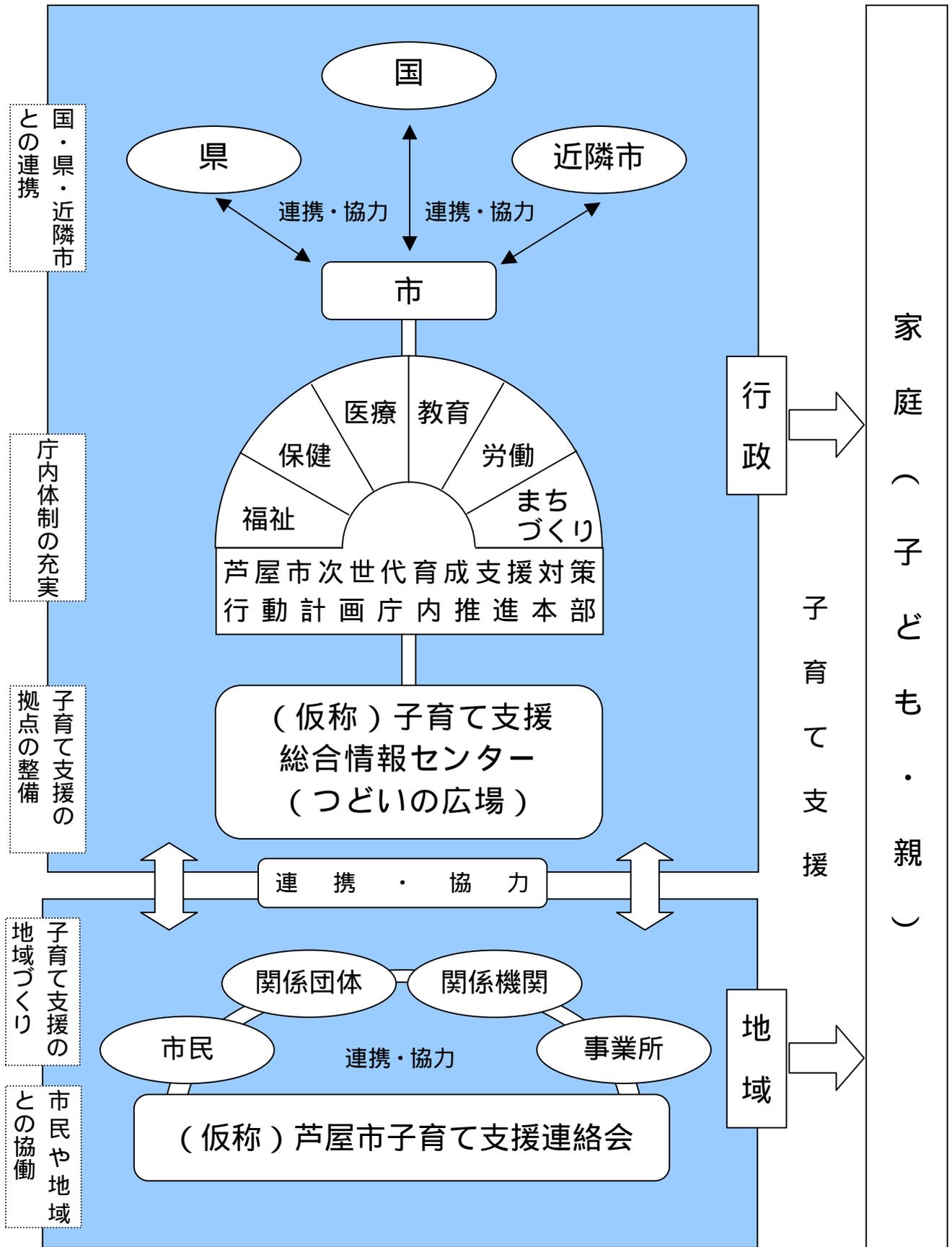
(1) 子育て支援の地域づくりの推進

子育て支援の地域づくりに向けて、地域社会が一体となって計画を実行するため、市民が主体的に活動する団体や組織がそれぞれ連携を深められるように、活性化に向けて支援の充実を図ります。

(2) 市民や地域との協働による推進体制の整備

行政を始め、市民、地域の関係団体や組織、事業所等がそれぞれの役割、機能を生かしながら、共通の認識のもとに連携、協力を図り、一体的な取組を進めるために、「(仮称)芦屋市子育て支援連絡会」を設置し、市民や地域との協働による推進体制の整備を図ります。

計画の推進体制のイメージ図



3 計画の進行管理

計画の適切な進行管理を進めるために、「芦屋市次世代育成支援対策行動計画庁内推進本部」を中心に施策の進捗状況について把握すると共に、点検、評価については市民を主体とした評価組織を設立し、各種施策の推進や新たな課題への対応等に向けて意見を聞き、今後の施策運営に役立てていきます。

また、計画の実施状況については毎年市民への公表が義務付けられているので、広報紙やホームページ等への掲載等により市民への周知を図り、意見を聞き、今後の施策の実施や計画の見直し等に反映していきます。

計画の進行管理体制のイメージ図

